

練馬区施工能力等審査型総合評価方式 実施基準(土木工事)

- 1 **入札方法** 工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式により行う。
- 2 **競争入札参加資格** 入札に参加しようとする者は、下記の要件をすべて満たすものであること。
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 練馬区内業者または練馬区に支店・営業所を置き、練馬区が準区内事業者として認定した事業者等であること。
(3) 本件工事に対応する監理・主任技術者を建設業法に従い施工箇所に配置できること。
(4) 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止中でないこと。
(5) 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。
(6) 工事成績評価点算定の基となる工事成績総評定点のうち、令和7年度または令和8年度に完了した工事(令和8年度については開札日までに評定の通知を受けた工事)に、60点未満のものが無いこと。
- 3 **資料の提出** 入札に参加しようとする者は、区が価格点および施工能力等評価点の算定を行う際に必要な資料をあらかじめ区に提出するものとする。
提出した資料は、区に提出した後、その内容を変更することができない。ただし、区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 **落札者決定の方法** 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力等評価点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。(ただし、最低制限価格未満の金額で応じた場合は、失格とする。)
評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- 5 **価格点** 価格点の算定はつぎのとおりとする。
 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
- 6 **施工能力等評価点** 施工能力等評価点は、工事成績評価点(21点満点)、配置予定技術者の資格点(3点満点)、配置予定技術者の実績点(4点満点)、営業拠点評価点(3点満点)、災害協定評価点(3点満点)、社会貢献等評価点(3点満点)の合計とする。
- 7 **工事成績評価点** 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均に基づき、【別表1】のとおりとする。
工事成績総評定点の平均は、「**基準日(※下記参照)**」から起算して5年3か月前の日から5年の間で完了した契約金額1000万円以上の練馬区発注の土木工事(共同運営上で対象業種が「道路舗装」または「一般土木」として発注され、かつ練馬区土木工事成績評定要綱に基づき評定を受けたものに限る。)のうち、直近3件(工事完了日により対象案件を判断する)までの工事成績総評定点の相加平均(小数点以下は切り捨て)とする。(1件である場合には、当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。)
工事成績総評定点が60点未満のものは、当該工事成績総評定点を0点として算定する。
完了した工事が存在しない場合には、工事成績総評定点の平均を0点とする。
- 8 **配置予定技術者の資格点** 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱第2条に規定する1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術職の場合に1点とする。
なお、複数の資格をもつ場合には、上位の資格一つについてのみ評価する。【別表2】
- 9 **配置予定技術者の実績点** 配置予定技術者の実績点は、「**基準日(※下記参照)**」から起算して5年3か月前の日から5年の間で完了した契約金額1000万円以上の練馬区発注の建築工事(共同運営上で対象業種が「建築工事」として発注され、かつ練馬区建築工事成績評定要綱に基づき評定を受けたものに限る。)のうち、配置予定技術者が主任技術者または監理技術者として携わった直近の工事(工事完了日により対象案件を判断する)の総評定点に基づき、【別表3】のとおりとする。
- 10 **営業拠点等評価点** 営業拠点等評価点は、入札に参加しようとする者の事業所の本店所在地、区内事業者活用により、【別表4】のとおりとする。
- 11 **災害協定評価点** 災害協定評価点は、区と災害時応急対策に関する協定を締結している団体への所属の有無および入札参加希望申請日の属する年度の前2年度内に、区の主催する災害訓練の参加実績の有無および締結済みの協定に基づく災害時の活動実績の有無により、【別表5】のとおりとする。
- 12 **社会貢献等評価点** 社会貢献等評価点は、環境配慮、品質管理、障害者雇用、就労環境の整備の有無により、【別表6】および【別表7】のとおりとする。
- 13 **配置予定技術者の変更** 配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
配置予定技術者を変更した場合において、変更後の技術者の保有する資格点は、変更前の技術者の保有する資格点以上でなくてはならない。
入札に参加した者が、この規定に違反した場合において、区は、その者が入札前に提出した資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱う。
- 14 **申請内容の不正行為等** 虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく措置を講じるほか、無効の入札とする。
- 15 **情報の公開** 本基準に基づき、落札者を決定したときは、遅滞なく、つぎに掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。
(1) 落札者名
(2) 入札者の入札価格
(3) 入札者の評価の状況
- 16 **苦情の処理** 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

※ **基準日について** 各半期の初日(7月1日および1月1日をいう。以下同じ。)のうち発注工事の公表日の直前のものをいう。ただし、発注工事の公表日が各半期の初日の場合は、該当する半期の初日とする。